3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(下線の部分は改正部分)

では、「一般の部分は改正部分である」という。 	
改正後	改正前
ワクチン(シードロット製剤)の部	ワクチン(シードロット製剤)の部
アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不 活化ワクチン (シード)	アカバネ病・チュウザン病・アイノウイルス感染症混合 (アジュバント加) 不 活化ワクチン (シード)
1・2 (略)	1・2 (略)
3 試験法	3 試験法
3.1 製造用株の試験	3.1 製造用株の試験
3.1.1 マスターシードウイルスの試験	3.1.1 マスターシードウイルスの試験
3.1.1.1~3.1.1.3 (略)	3. 1. 1. 1~3. 1. 1. 3 (略)
3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験	3.1.1.4 外来性ウイルス否定試験
3.1.1.4.1 (略)	3. 1. 1. 4. 1 (肾)
3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験	3.1.1.4.2 特定ウイルス否定試験
3. 1. 1. 4. 2. 1 (略)	3. 1. 1. 4. 2. 1 (略)
3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験	3.1.1.4.2.2 個別ウイルス否定試験
<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u> 、ロタウイルス、 <u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u> 、日本脳炎ウ	<u>牛ウイルス性下痢―粘膜病ウイルス</u> 、ロタウイルス、 <u>牛白血病ウイルス</u> 、日本脳炎ウイ
イルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、	ルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.1、
3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。	3.2.5、3.2.7、3.2.8 及び3.2.9 を準用して試験するとき、適合しなければならない。
3.1.2 • 3.1.3 (略)	3.1.2・3.1.3 (略)
3.2 株化細胞の試験	3.2 株化細胞の試験
3.2.1 マスターセルシードの試験	3.2.1 マスターセルシードの試験
3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)	3. 2. 1. 1~3. 2. 1. 4 (略)
3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験	3.2.1.5 外来性ウイルス否定試験
3. 2. 1. 5. 1 (略)	3. 2. 1. 5. 1 (略)
3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験	3.2.1.5.2.2 個別ウイルス否定試験
<u>牛ウイルス性下痢ウイルス</u> 、ロタウイルス、 <u>牛伝染性リンパ腫ウイルス</u> 、日本脳炎ウ	<u>牛ウイルス性下痢一粘膜病ウイルス</u> 、ロタウイルス、 <u>牛白血病ウイルス</u> 、日本脳炎ウイ
イルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、	ルス及び狂犬病ウイルスについて、一般試験法の外来性ウイルス否定試験法の1.2、

3.2.5、3.2.7、3.2.8及び3.2.9を準用して試験するとき、適合しなければならない。

(略)	(既各)
(PH)	(-1)